

## 堺市役所におけるコミュニケーションボードの活用手法について

堺市役所では、様々な場面や必要性に応じて、コミュニケーションボードを個別に作成できる仕組みとなっています。

堺市役所が作成したコミュニケーションボードは、「フレーム部分」と「イラスト部分」で構成されています。「イラスト部分」は全30種類あり、「フレーム部分」には、そのうち9種類を挿入できます。まずは30種類のイラストから、使用したいイラストを選びます。

30種類のうち、9種類を選んで、コミュニケーションボードの「フレーム部分」に入れます。

左側のオレンジ色部分に窓口での説明等に使うイラストを配置し、右側の水色部分に来庁者の意思表示に使うイラストを配置するとわかりやすいものとなります。

つた

### わたしの伝えたいこと

堺市  
SAKAI CITY  
コミュニケーションボード

ここに文字を入力	ここに文字を入力	ここに文字を入力
ここに文字を入力	ここに文字を入力	ここに文字を入力
ここに文字を入力	ここに文字を入力	ここに文字を入力

「フレーム部分」は、オレンジ色と水色に分かれています。窓口での説明等に使うイラスト（「お名前をお願いします」、「ご印鑑をお願いします」等）をオレンジの部分に、来庁者が意思表示をする際に使うイラスト（「はい」、「いいえ」、「わからない」等）を水色の部分に配置すると、よりわかりやすいコミュニケーションボードとなります。

なお、コミュニケーションボードは各業務に応じて、個別に作成することが可能となっておりますので、各種イラストのみではなく、各所で使用している申請書や届出書などの写真を見本として添付し、ご利用いただくことも可能です。